

引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より、消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、引き上げ分の地方消費税については、その用途を明確化し、「社会保障4経費」（制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費）を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和4年度勝浦町の当初予算における充当額については以下のとおりです。

（歳入）	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	60,996 千円
（歳出）	地方消費税交付金（社会保障財源化分）を充てた社会保障施策の経費	986,180 千円

【地方消費税交付金（社会保障財源化分）を充てた社会保障施策の経費】 （単位：千円）

区 分		経 費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国県支出金	その他		内、引き上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の地方消費税交付金）
社会 福祉	社会福祉費	28,624	6,203	1,251	21,170	2,469
	障害福祉費	197,161	134,728	500	61,933	7,223
	老人福祉費	42,493	985	6,683	34,825	4,061
	児童福祉費	336,548	226,792	10,978	98,778	11,520
社会 保険	国民健康保険事業	32,133	19,352	0	12,781	1,491
	後期高齢者医療事業	143,383	25,576	1	117,806	13,739
	介護保険事業	146,039	9,450	0	136,589	15,930
保健 衛生	保健衛生費	4,389	214	0	4,175	487
	健康増進事業費	48,094	19,361	412	28,321	3,303
	母子衛生費	7,316	687	0	6,629	773
合計		986,180	443,348	19,825	523,007	60,996

※各事業の地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当額は、各事業費の一般財源額で按分しています。